



# 第 914 号 ミニかわら版

令和 6 年 2 月 1 日  
(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 戸籍の行政手続き簡素化 2024年3月施行改正戸籍法

戸籍の情報とマイナンバーを連携させるなどして、行政の手続きを効率化させる改正戸籍法が、2024年3月1日から施行されます。これにより、年金や児童扶養手当の申請や婚姻の届出等で戸籍謄抄本の提出が不要になるほか、本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書等を請求できるようになります。

現在、各種社会保障手続きや、本籍地以外の市区町村で戸籍の届出をする際は、戸籍謄抄本の提出が求められています。さらに、戸籍謄抄本の請求は本籍地のある市区町村に限られているため、申請者は本籍地のある市区町村に個別に請求する必要がありました。

昨年11月24日の閣議で2024年3月から施行が決定した改正戸籍法では、マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムを活用し、法務省の戸籍副本データ管理システムと各市区町村で個別であったシステムを連携させ、行政側が全国の戸籍情報を確認できるようになり、本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村が申請者の本籍地の戸籍を確認できるようになるものです。

新たなシステムの運用が始まれば、自治体の窓口でマイナンバーの番号を伝えるだけで年金や児童扶養手当の申請ができるようになるほか、結婚の届け出や養子縁組、本籍地の変更などの手続きで戸籍謄本などの戸籍証明書の提出が不要になります。

また、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書や除籍証明書を請求できるようになる広域交付が可能となります。そのため、本籍地が遠くにある方でも、お住まいの近くの市区町村の窓口で請求でき、ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1カ所の市区町村の窓口でまとめて請求することができるようになります。

\*詳細はこちらからご確認いただけます。

戸籍法の一部を改正する法律について(令和6年3月1日施行)(法務省)「(令和5年11月24日)

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00082.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html)

